事務事業評価票［市単独補助金］　平成 28 年度

担当課	契約管財課

基本事項	補助金（事業）名	市有地分譲地売却促進･定住促進事業奨励金	整理番号	0504	
	根拠法令等	島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業奨励金交付要綱	実施を義務付ける規定	◉あり ○なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第４章 安全･安心と安らぎの環境を整える	予算科目	2 款 1 項 5 目	○継続 ◉新規
		節 第３節 住環境の整備	区分	奨励･助成	

事業の概要等	補助金交付の対象（団体名等）	①市が指定する対象地を購入した方 ②購入した対象地に住宅を新築し定住した方 ③定住した方が県外から市内に初めて移住した40歳以下の方で配偶者及び小学生以下の同居家族がいる方	実施期間	○昭和 ◉平成 27 年度から ○昭和 ◉平成 未定 年度まで
	事業の背景及び概要(現状、課題)、または交付団体の活動目的、活動内容など	【事業背景】 安中地区分譲地及び仁田住宅団地分譲地の売却促進と定住促進を図るとともに、市内経済の活性化及び人口減少対策を図るため開始 【現状】 平成27年度　安中地区分譲地　4区画売却（土地売払収入22,397,422円） 仁田住宅団地分譲地　2区画売却（土地売払収入 7,375,441円） 【課題】 残区画　安中地区分譲地　9区画 仁田住宅団地分譲地　27区画		
	目指す成果 〈交付対象団体等をどのような状態にしたいのか〉	安中地区分譲地、仁田住宅団地分譲地を売却することで、定住人口の増加、維持管理経費の軽減、売却収入、固定資産税の増収を図る。		
	補助金交付内容等 〈積算基礎等〉	①市有地分譲地売却促進奨励金：市有地売却代の10%(千円未満切捨)を上限 ②定住促進(新築)奨励金：（ア）本人が負担された住居建築契約額の10%(千円未満切捨) ：（イ）50万円(市内事業者施工の場合)又は30万円(市外事業者施工の場合) （ア）、（イ）のうち、最も少ない額を交付 ③定住促進(若年世帯移住)奨励金：本人が負担された市有地売却代(1万円未満切捨)を上限として、 ①の奨励金と同額を、定住の翌年度から最長9年間交付		

事業費等の推移

区分＼年度		24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 実績	27 年度 実績	28 年度 予算額
補助金交付額(千円)					3,351	3,190
① 団体等事業費（千円）						
②歳入内訳（千円）	会費等					
	前年度繰越金					
	市補助金				3,351	3,190
	その他の助成金					
	その他雑収入					
次年度繰越金 (②−①)		0	0	0	3,351	−

27 年度の当該団体等の事業費の主な内訳（市補助金が充当されていると思われるものから順に記載）　（単位：千円）

項目	金額	項目	金額
①市有地分譲地売却促進奨励金交付件数・金額		【参考】分譲地売却件数・金額	
安中地区分譲地　4件	2,237	安中地区分譲地　4区画	22,397
仁田住宅団地分譲地　1件	314	仁田住宅団地分譲地　2区画	7,375
合計	2,551	合計	29,772
②定住促進（新築）奨励金交付件数・金額		※仁田住宅団地分譲地　2区画の内、	
安中地区分譲地　1件	500	1区画の奨励金交付は平成28年度交付	
仁田住宅団地分譲地　1件	300		
合計	800		

補助金の使途についての特記事項等	

◎1次評価（自己評価）

○視点別分析

視　　点	現 状 分 析	説　　明
① 助成事業の効果	◉意図した効果があがっている ◯ある程度効果がある。 ◯あまり効果がない ◯分析できない ◯事業効果は後年度	平成27年度売却実績 ・安中地区分譲地　　4区画（売却収入22,397,422円） ・仁田住宅団地分譲地　2区画（売却収入 7,375,441円）
② 市の関与の必要性	◉必要性は薄れていない ◯少し薄れている ◯薄れている ◯不明 ◯該当しない	安中地区分譲地9区画、仁田住宅団地分譲地27区画が残っており、 全ての区画を売却するために必要。
③ 団体の事業内容や助成の在り方等の見直しの必要性	◉見直しの必要はない ◯検討の余地はある ◯見直しの必要あり	今後も売却収入が見込まれる。

○総合評価と今後の方向性

総合評価	判定	◉A 継続(特段の見直しは行わない) B 見直しのうえで実施 ◯B1 事業規模の拡大　◯B2 事業規模の縮小 ◯B3 事業内容の改善　◯B4 その他の見直し 休止･廃止の具体的方向性 ◯C 休止（隔年実施など）→（　　） ◯D 廃止（終期の設定も含む）→（　　）
	判定理由	平成27年度奨励金交付額3,351千円に対し、土地売払収入が29,772千円となっており、今後も売却に伴う収入、定住人口の増加、固定資産税の増収が見込まれる。
今後の課題と見直しの方向性（総合評価判定がB1～B4の場合）	課題	
	見直しの方向性	

◎2次評価

判　定	B4見直しのうえで実施　⇒　その他の見直し
備　考	制度導入前と比べ売却件数も伸びているが、本市以外の地域在住で本市と関わりがある方へ宣伝をお願いするなど、他地域の人に向けた積極的なPRを行うこと。

◎3次評価

判　定	
備　考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況（☑）

☑補助額の削減　☐補助額の増加　☐補助の休止若しくは廃止　☐現状維持　⇒　予算措置額の増減　△ 1,390 千円

備考	

（　市有地分譲地売却促進･定住促進事業奨励金　）